

## 「役員報酬とコーポレット ガバナンス - 東アジアのケース」

加藤隆夫

コルゲート大学経済学部W.S.Schupf冠教授・IZAリサーチフェロー・コロンビア大学日本経済経営研究所特別研究員

アメリカ企業の役員報酬に関する研究は、過去 20年間に驚くべきペースで進んだ。いまや、研究 上の飽和状態ともいうべき状況に達し、役員報酬 と企業パフォーマンスの関連を計量分析するだけ のありきたりな分析では、主流の経済学やファイ ナンスの学術雑誌に投稿してもほぼ間違いなく rejectされるところまできている。それに比べ、 アメリカ以外の国における役員報酬の研究は、-部のアングロアメリカン諸国(イギリス、カナダ 等)を除けば、まだ緒についたばかりといっても 過言ではないだろう。役員報酬の研究がアングロ アメリカン諸国でこれほど盛んになったのには、 ひとつの大きな理由がある。アメリカの上場企業 は、法律によって社長をはじめトップの取締役の 一人一人の役員報酬を毎年公表する義務を課せら れている。コーポレットガバナンスの透明性を確 保する重要な公的規制のひとつである。その結果、 役員報酬の個人レベルのデータが上場企業のすべ ての会社について長期の時系列で採ることができ る。それと企業毎の時系列の財務・株価データを リンクさせれば、賃金・報酬を研究する労働経済 学者にとっては、願ってもないパネルデータがで きあがる。しかも、すべて公開データである。役 員報酬の研究が、いまや飽和状態になるほどアメ リカで華々しく発展したことも十分にうなづけ る。

しかしながら、アングロアメリカン諸国の外に 一歩足を踏み出すと、状況が一変する。上場企業 に役員報酬の個人レベルのデータを公表すること を義務付けるような法律はないからである。私は、 過去十年以上に渡り、このようなデータ上の制約 を克服しながら、日本、韓国、中国における役員 報酬の研究を各国の研究者と共同で進めてきた。 最近、ようやくその研究結果がまとまりつつある。 今回はその主な結果を紹介しながら、日韓中の上 場企業におけるコーポレットガバナンスの特色と 今後の課題を考えてみたい。なお、使用したデー タ、分析方法、結果についての詳細は、以下の文 献を参照されたい。

Kato, Takao; Kim, Woochan and Lee, Ju Ho. "Executive Compensation, Firm Performance and Chaebols in Korea: Evidence from New Panel Data." *Pacific-Basin Finance Journal (forthcoming)*, 2006 (<a href="http://people.colgate.edu/tkato/publications\_of\_takao\_kato.htm">http://people.colgate.edu/tkato/publications\_of\_takao\_kato.htm</a> からダウンロード可);

Kato, Takao and Kubo, Katsuyuki. "CEO Compensation and Firm Performance in Japan: Evidence from New Panel Data on Individual CEO Pay." Journal of the Japanese and International Economies, 2006, 20(1), pp. 1-19; Kato, Takao. "Chief Executive Compensation and Corporate Groups in Japan: New Evidence from Micro Data." International Journal of Industrial Organization, 1997, 15(4), pp. 455 -67; Kato, Takao and Long, Cheryl. "Executive Compensation, Firm Performance, and Corporate Governance in China: Evidence from Firms Listed in the Shanghai and Shenzhen Stock Ex changes." Economic Development and Cultural Change, 2006, 54(4), pp. 945-83; Kato, Takao and Long, Cheryl. "Executive Turnover and Firm Performance in China." American Economic Review, 2006, 96(2), pp. 363-67.

まずは、前述したとおり、日韓中の上場企業には、役員の一人一人の給与を公表する法的義務はない。しかし、すべての役員を含んだ役員給与総額は、公表される。この役員給与総額を役員総数で割れば、一人当たり平均役員給与が算出できる。



この一人当たり平均役員給与を製造業の平均賃金で割った比率を三国で比較してみた。すると日本の上場企業の役員は、平均して一般従業員の約4倍の給与を受け取り、韓国は5.6倍、そして中国は、7.6倍という結果が得られた。役員給与として計上されないその他の報酬やパーク(役員専用住宅、高級車等)の重要性が日韓中で異なる可能性があるため、断定的な結論は不可能であるが、目に見える形で公表される給与に関する限り、日本の役員が韓国や中国の役員に比べ特に手厚い報酬を受けているという証拠は今のところない。

役員給与と企業パフォーマンスとの相関関係 (Pay-Performance Sensitivity)は、コーポレッ トガバナンスの質を示す重要なバロメーターのひ とつとして役員給与の研究でもっとも頻繁に取り 上げられてきた研究テーマである。株主の利害と 経営者の利害をうまく合致させる仕組みには、大 きく分けて二つある。パフォーマンスの悪い企業 には、常に敵対的な乗っ取りの可能性があり、そ の可能性が鞭となり、企業パフォーマンス(株主 の利害)を最大化しないような経営のトップの行 動は抑制される。外部市場的コーポレットガバナ ンスメカニズムである。このような外部市場的 コーポレットガバナンスメカニズムがうまく機能 しない場合は、所謂内部市場的コーポレットガバ ナンスメカニズムが肝要になる。例えば、役員給 与を企業パフォーマンス(特にストックリターン) に強くリンクさせることによって、役員の利害と 株主の利害の乖離を最小化することが可能にな る。Pay-Performance Sensitivity である。東ア ジアの上場企業は、敵対的乗っ取りの可能性はき わめて低く、外部市場的コーポレットガバナンス メカニズムはうまく機能しないことが多くの研究 者によって指摘されている。その意味でも、東ア ジアの上場企業において、役員給与と企業パ

フォーマンスに統計的に有意な正の相関関係があるかどうかを確かめる意義は、極めて大きいといえるだろう。

われわれの研究は、まず、日韓中の各国で、総 じて役員給与と企業パフォーマンスの間に統計的 に有意な正の相関関係があることを見出した。た だし、いくつかの重要な抑制要因も明らかになっ た。韓国については、チェボル(財閥)の傘下に ある企業に関しては、役員給与と企業パフォーマ ンスの相関関係が極めて弱いことが発見された。 つまり、チェボルの影響力をいまだに強く受ける 上場企業の役員は、個々の上場企業の市場パ フォーマンスを向上するインセンティブは弱い。 同様な傾向が日本の系列傘下の上場企業にも見出 された。中国の上場企業については、民間資本の 占める割合が低くいまだに国営企業に強くコント ロールされる上場企業については、やはり、役員 給与と企業パフォーマンスの相関関係が極めて弱 いことが明らかになった。

つまり、Pay-Performance Sensitivity という 内部市場的なコーポレットガバナンスメカニズム が、東アジアの上場企業において全く機能してい ない、という証拠は今のところない。ただし、こ のような内部市場的なコーポレットガバナンスメ カニズムを弱める要因がいまだに強く存在するこ とも確かなようである。それは、韓国ではチェボ ルであり、日本では系列であり、中国では国営企 業である。日韓中の各国で、チェボル、系列、国 営企業の影響力を弱める方向で、公共政策が模索 されてきている。そのような公共政策が進展し、 チェボル、系列、国営企業の影響力が今後弱まって ゆくに従い、Pay-Performance Sensitivityとい う内部市場的なコーポレットガバナンスメカニズ ムが東アジアのそれぞれの国で強まると予想され る。